

「令和5年度 省エネルギー設備投資利子補給金」に係る指定金融機関への採択 および「ESG利子補給事業融資（経済産業省型）」の取り扱い開始について

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 高橋知史）は、経済産業省の利子補給事業「令和5年度 省エネルギー設備投資利子補給金」の指定金融機関に採択されました。

本事業は、エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備の新設・増設のための融資に対し、最大1.0%・最長10年間の利子補給が受けられるものです。

併せて本事業活用による省エネ設備投資を支援する「ESG利子補給事業融資（経済産業省型）」の取り扱いを開始します。

当金庫では、CO₂排出量の算定支援をはじめ取引先中小企業者の脱炭素への取り組みを支援しており、本事業の活用により今後一層、地域の環境問題や社会の課題解決、持続可能な社会の実現に努め、地域経済の発展に貢献してまいります。

記

1. 「省エネルギー設備投資利子補給金」の事業概要

(1) 事業内容

省エネルギー設備投資等を行う事業者に対し、指定金融機関が行う融資について最大1.0%・最長10年間利子補給される制度

(2) 主な対象要件

下記のいずれかを満たす事業

- ① エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業
- ② 省エネルギー設備を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業
- ③ データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取り組みに関する事業

*その他詳細要件があり、一定の要件を満たした場合、利子補給制度の利用が可能となります。

2. 「ESG利子補給事業融資（経済産業省型）」の概要

- (1) 利用要件：省エネルギー設備投資利子補給金の要件を満たしていること
- (2) 資金使途：一般社団法人環境共創イニシアチブが認定する省エネルギー設備の新設・増設に関する設備資金
- (3) 融資金額：利子補給対象事業の1事業あたりの融資上限額は100億円
- (4) 金利：当金庫所定金利
- (5) 利子補給：最大1.0%・最長10年間（導入設備の法定耐用年数が上限）
- (6) 返済方法：元金均等返済
- (7) 期間：導入設備の法定耐用年数以内

*当金庫所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承願います。

以上



本件はSDGs（持続可能な開発目標）の考えに基づいた
取り組みうち、右記の目標に寄与するものです。

